平成２２年（フ）第９９８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地49棟305号
債務者　大槙　栄次
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１９号
大阪府貝塚市森312番地１
債務者　安枝　栄二
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地20棟501号
債務者　山中　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２９号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番10―308号
債務者　嶋田　興直
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
大阪府岸和田市西大路町170番地の１サンクレスト岸和田702号
債務者　吉田　順子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３３号
大阪府岸和田市紙屋町11番９号
債務者　藪野　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
大阪府泉南市中小路３丁目１番17号Ａ102号
債務者　志多伯恵利子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３７号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－６－303
債務者　川端　忠實
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４５号
大阪府泉大津市池園町15番10号
債務者　柏田　　實
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４６号
大阪府泉大津市池園町15番10号
債務者　柏田　国義
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４８号
大阪府泉佐野市日根野2592番地の７
債務者　橋本　裕味
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４９号
大阪府貝塚市澤1112番地６サンドリーム302号
債務者　神野　美保（旧姓大工）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５０号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番24―405号
債務者　井上　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５１号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番24―405号
債務者　塩川　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５２号
大阪府泉大津市下之町１番25号、前住所大阪府泉大津市池園町15番15―505号
債務者　野瀬　貴之
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５９号
大阪府岸和田市上野町東10番23号池田ハイツ304号
債務者　平尾みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６０号
大阪府岸和田市加守町１丁目９番42号
債務者　手蓑由都枝（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
香川県高松市国分寺町新居1785番地５　コーポ藤井Ｂ102号室
債務者　坂井　二郎
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係